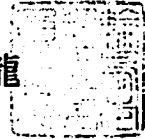


輪島市監査公表第37号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成22年10月25日

輪島市監査委員 向 憲 龍



輪島市監査委員 坂 下 幸 雄



定期監査結果報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2. 監査実施日及び監査対象課

平成22年9月29日（水） 都市整備課

3. 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 向 憲龍

輪島市監査委員 坂下 幸雄

4. 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成22年度監査資料（平成22年4月から8月まで）に係る事務事業及び平成21年度分の旅費・使用料及び賃借料を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5. 監査の結果

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせて頂いたことを申し添える。

- ・補助金交付申請書については、昨年度の指摘以降整備されていると思われるが、記載内容を課全体で点検し引き続き適切に処理して頂きたい。
- ・マリンタウンへの大型客船入港については、今後入港に関係した費用の削減問題等課題も多くあるが、初めての大型船入港の効果が大きかったことは評価できる。より一層将来へ繋げていく工夫をお願いします。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①公営住宅使用料について

公営住宅使用料の滞納額は、平成15～18年度の頃と比較すると現年分が増えないように取り組んでいる努力が見受けられる。

滞納額の抑制には、滞納者の生活実態を把握し、契約書の内容をより厳しいものにすることが重要である。日頃から滞納者に関する情報を得るようにし、例えば督促状送付にあたり保証人にも連絡を取り、納入計画を作成することや、訪問し督促状を手渡しすることなど早めの対応が必要である。